

第三者検査機関の登録に関する規程

一般社団法人全国木材検査・研究協会

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国木材検査・研究協会（以下、「全木検」という。）が、認証業務規程第2条第8項に定める第三者検査機関の登録に関し、必要な事項を定める。

(全木検の許可及び登録)

第2条 第三者検査機関は、全木検のBタイプ認証事業者又はBタイプ認証申請者と検査委託契約を締結し、格付のための検査業務を行う場合には、事前に全木検の許可を受けるものとする。

2 全木検は、第5条の要件を満たしている者を第三者検査機関として登録し、格付のための検査業務の実施を許可するものとする。

(登録許可の申請方法)

第3条 第三者検査機関の登録許可の申請は、第5条の要件を明記する書類を添付して全木検に登録許可願（別紙1の添付様式）により行うものとする。

(登録の更新)

第4条 第三者検査機関の登録の更新期間は、登録の日から4年間とする。なお、次条の第三者検査機関の登録許可要件を満たしている限りにおいて更新することができるものとする。

(第三者検査機関の登録許可要件)

第5条 第三者検査機関は、次の要件を備えているものとする。

(1) 検査のための機械器具

製材の試料の検査を適正に行い得る機械器具を備えているものとする。

(2) 検査員の資格

全木検が行う、JAS認証等業務の実行等に必要な知識及び技術（以下、「力量の基準」という。）を取得するための審査員等資格者養成研修を修了し、かつ、研修内容の理解度判定の試験に合格した者又は全木検が力量の基準以上の能力を有する検査員と認めた者で、第三者検査機関の検査員として全木検に登録している者が1名以上置かれていること。また、公平

性の確保をはかるため、第三者検査機関と検査員は、機密保持及び利害相反に関する契約書を締結するものとする。ただし、全木検の審査員・検査員として登録している者は、前記の契約書の締結を省略することができるものとする。

(3) 組織の構成員

組織の構成員（役員、職員及び検査員）は、試料の検査・試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものとする。特に、第三者検査機関の代表者は、被認証事業者（認証工場等）の役員でない者とする。

(4) 業務規程の制定

第三者検査機関の名称、所在地、委託契約の方法、委託料金、その他必要事項を定めた第三者検査機関業務規程を備えているものとする。

(登録許可要件の変更届及び確認)

第6条 第三者検査機関は、登録許可願いの申請事項に変更ある場合は、全木検に変更届（別紙2の添付様式）を提出するものとする。

2 全木検は、第三者検査機関が第5条の要件を維持していることを確認するため、必要により実地調査を行うことができるものとする。

なお、実地調査に要する経費（旅費を含む。）は別に定めるところによる。

(格付の検査実績等の報告)

第7条 第三者検査機関は、全木検に毎年4月末日までに前年度の格付の検査実績書及び収支決算書（別紙3の添付様式）を作成し報告するものとする。

附 則

この規程は、平成28年5月12日に制定する。

この規程は、平成30年4月1日に改正した。